

4. 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援

4-1. 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援

4-1-1 情報支援の目的

その規模が先進国では GDP の 12%、開発途上国では 20~30%を占めるといわれる公共調達(OECD 調査による)は、日本の優れた環境技術を用いた製品の国際展開にとって非常に有望な市場である。そして今や、公共調達は環境・社会・経済課題を解決するためのソリューションとしても、世界的な注目を集めている。各国政府は、この公共調達の巨大な購買力を、持続可能な消費と生産に向けた市場の革新・転換や、経済効果の創出といった政策目標の達成に活用するようになった。

世界の公共調達の実施状況に目を向けると、各国が独自の環境基準に基づき、グリーン公共調達(GPP)や環境ラベルの制度(ISO14024 に基づくタイプ I 環境ラベル制度)を展開・発展させてきている。このため事業者にとっては、国際展開しようとする国ごとに異なる対応が必要となり、環境基準の国際的な整合を求める声も多い。また、国連環境計画(UNEP)は 2012 年 Rio+20 で採択された「持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み(10YFP)」のもと、持続可能な消費と生産(SCP)を実現するために GPP と環境ラベルを有機的に関連付けて世界各国で推進しようとする取組を進めている。

こうした状況下、各国の GPP 制度や環境ラベル制度の現況及び将来動向に関する情報は、事業者等が環境に配慮した製品を生産し、国際展開を図っていく上で非常に参考となるものであり、本事業においても複数年にわたり、セミナーを通じた情報提供を進めてきた。本年度事業においても引き続き、製品、サービスの海外展開に関心がある国内の企業、及びステークホルダーに対する情報支援を目的として、GPP 政策や環境ラベル機関の専門家を海外から招聘し、オンラインセミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」を開催することとした。本年度は ASEAN 地域に焦点を当て、2022 年 5 月に策定した「GPP 促進に向けた国家アクションプラン 2022-2027」のもと GPP における環境ラベルの活用を強化したタイのほか、2021 年 1 月に「シンガポール・グリーンプラン 2030」を公表し、公的機関が調達時において環境要件を組み込むことが義務化されたシンガポールの専門家に講演いただいた。さらに、同地域における GPP や環境ラベルの取得に積極的な国内事業者の担当者を招き、国内事業者の優良事例としてその取組を共有いただいた。

なお、本セミナーの開催における運営は、本業務の仕様書「8.その他(4)会議運営を含む業務」に規定されているとおり、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「会議運営」の判断の基準等の要件を満たしている。

4-1-2 開催概要

《開催概要》

オンライン国際セミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

日 時：2022年12月1日(木) 15:00-17:30

会 場：オンライン開催((公財)日本環境協会 会議室より配信)

主 催：環境省(運営：(公財)日本環境協会)

言 語：日英同時通訳

参加者：事前登録者数 274 名、当日参加者数 243 名(パネリスト含む)

■講演者一覧

Jarinporn Tippamongkol	タイ国天然資源環境省 公害監視局 環境分析センター 企画・評価部長 Director of Planning and Evaluation Subdivision, Environmental Analysis Center, Pollution Control Department Ministry of Natural resources and Environment Thailand (PCD)
Walter Leong	シンガポール環境協議会 副事務局長 Deputy Executive Director, Singapore Environment Council (SEC)
重水 秀樹	富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 品質保証部 環境商品安全統括グループ 環境グループ マネージャー

■プログラム

1. 開会の挨拶

田中 裕涼(環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐)

2. 世界のグリーン公共調達と環境ラベルに関する優良事例と最新動向

[日本の事例紹介]

『ASEAN および東アジアの環境ラベル、グリーン公共調達(GPP)における富士フイルム
ビジネスイノベーションの取組』

重水 秀樹 氏 (富士フイルムビジネスイノベーション株式会社)

[講演①] 『タイのグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向』

Jarinporn Tippamongkol (タイ公害監視局(PCD))

[講演②] 『シンガポールのグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向』

Walter Leong (シンガポール環境協議会(SEC))

【海外専門家との意見交換会（質疑応答）】

重水 秀樹 氏（富士フィルムビジネスイノベーション株式会社）

Jarinporn Tippamongkol（タイ公害監視局(PCD)）

Walter Leong（シンガポール環境協議会(SEC)）

3. 閉会

※オンラインセミナーのプログラム詳細は資料編4-1-1に収録した。

本セミナーの告知は、環境省による報道発表のほか、（公財）日本環境協会ウェブサイト及びメールマガジン¹、環境情報サイト（環境らしんばん、環境展望台、EIC ネット）にて行った。

4-1-3 オンラインセミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルに関する優良事例と最新動向」の講演内容

1) 開会の挨拶

環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐 田中 裕涼

環境省大臣官房環境経済課課長補佐の田中です。本日はお忙しい中、セミナーにご参加いただきまして誠に有難うございます。本日のセミナーを通じて国際的な環境の取組に関する知見を共有し、皆様の業務や研究に役立てていただければ幸いです。本日はよろしくお願いいたします。

2) 世界のグリーン公共調達とエコラベルに関する優良事例と最新動向

日本の事例紹介「ASEAN および東アジアの環境ラベル、グリーン公共調達(GPP)における富士フィルムビジネスイノベーションの取組」

重水 秀樹 氏(富士フィルムビジネスイノベーション株式会社 品質保証部 環境商品安全統括グループ 環境グループ マネージャー)

富士フィルムグループは 1934 年に創立され、現在の連結売上高は 2 兆 5,258 億円の規模の会社である。富士フィルムホールディングス株式会社の事業会社として、富士フィルム株式会社と当社、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社(以下、富士フィルム BI。旧富士ゼロックス)がある。地域別の売上高構成として、今回のテーマであるアジアが全体の 1/4 を占める。富士フィルムグループ全体の事業分野の中にヘルスケア、マテリアル



¹ <https://www.ecomark.jp/>

ズ、イメージングソリューション、そして当社のビジネスイノベーションがある。当社ではビジネスソリューションと、富士フィルムと一部重複する形でグラフィックコミュニケーション(印刷領域)を扱っている。富士フィルムグループは、2030年にありたい姿を表わした長期CSR目標として Sustainable Value Plan 2030 という目標を掲げている。革新的技術・製品・サービスを環境・健康・生活・働き方の分野でそれぞれ提供し、それらをサプライチェーンとガバナンスの強化により目標達成を目指している。富士フィルム BI は開発・生産拠点を主に日本・アジア圏に設けている。販売等の海外事業拠点は、旧富士ゼロックス時の管轄エリアをそのまま引き継ぎ、東アジアと ASEAN 地域が中心になっている。今後はさらに国際展開を図っていく。

一例として、当社の資源循環の取り組みを紹介する。商品・カートリッジの資源循環は 20 年以上前から開始しており、3R の観点で活動を進めてきた。今後は資源循環のための環境技術を開発し、取組を支えている。中国では、デジタルカラー複合機「Apeos C」シリーズが、「中国製造 2025」という政策のなかで中国当局が立ち上げた制度である「グリーン設計製品」認定を取得した。今後も東アジア・ASEAN 地域において、こうした活動に積極的に取り組んでいきたいと考えている。

図 4-1 は、東アジア・ASEAN 地域で当社が取り組んでいる主な環境ラベルである。複写機・プリンタ領域の環境性能要求事項としては省エネ、騒音、化学エミッション、3R 設計/再生材、含有化学物質が中心の構成で、各要求事項は国際規格等を引用する形で構成されている。これらの要求事項はドイツのブルーエンジェルが国際的なデファクトスタンダードとなっており、当社含め各メーカーはこの要求事項に追従している。

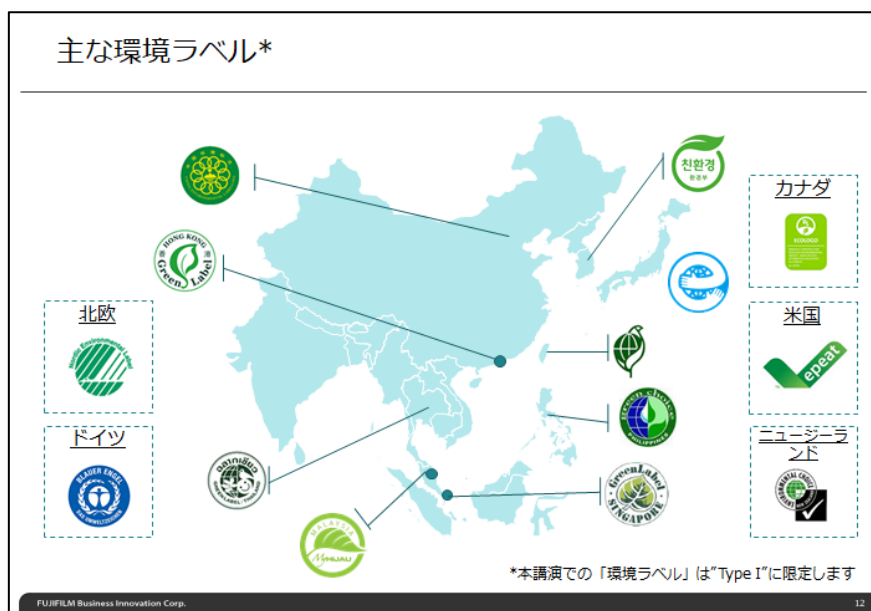


図 4-1. 富士フィルム BI が取り組む主な環境ラベル

各国の政府調達や大手顧客の入札要件では環境面の要求が重視されており、環境ラベルを指定されることが多い。環境ラベルの取得がビジネス上の必要要件であることは、今や常識的な話となっている。図 4-2. に示す 12 のタイプ I 環境ラベルの半数以上が、「必須要件」または「任意

要件」という形で政府調達に絡んでいる。各国の環境ラベルの要求事項は共通化されている部分も多く、相互認証が運用されている。相互認証協定(MRA)とは、相手国の環境ラベルの審査を自国の環境ラベル機関で実施することを可能とする協定であり、同じカテゴリで設定された各ラベル制度の基準を可能な限り共通化し、その共通基準項目の審査を省略できるため非常に効率的であり、さらなる拡大に期待している。日本エコマークとは北欧5カ国、韓国、中国、ニュージーランド、タイ、ドイツのタイプ I 環境ラベルが複写機・プリンタ領域で MRA を締結している。

主な環境ラベルと政府調達要件の関係			
東アジア地域や米国/ドイツでは政府調達の必須要件になるなど、環境ラベル取得はビジネス拡大のための必要要件となっている。			
	政府調達必須要件	政府調達任意要件	政府調達非要件
ASEAN 東アジア圏	   	 	 
上記以外	 	 	現時点情報無し

図 4-2. 主な環境ラベルと政府調達要件の関係

相互認証の具体的事例として、本年 11 月 1 日にエコマーク事務局のウェブサイトに掲載されたが、日本エコマークと韓国環境ラベル間で「複写機・プリンタなどの画像機器」で同一シリーズの派生機の運用が開始された。これまで課題であった、同一シリーズで複写速度が異なる製品についても包括的に相互認証が活用できるようになり、非常に運用が改善され感謝している。タイの環境ラベルでは既にこのような運用となっていた。この結果 2021 年には韓国、タイともに全ての対象製品が相互認証プロセスを使って環境ラベルを取得するようになった。なお韓国については、前述の派生機の運用が本年 11 月に開始されるまで、相互認証が活用できないモデルはラベル取得を断念していたので、2021 年で既に 100%の活用となっていた経緯がある。課題としては非共通基準項目において中国、台湾ともに認証取得後の工場監査要求があるので負荷がかかっている。両国ともに自国内で実施した環境性能試験レポートが要求されているので、日本または他国で実施したレポートも受け入れられるようになるとうい。また台湾は基準がかなり厳しい部分もあるため、その部分の整合にも期待している。

環境ラベルは社会課題の解決に繋がる環境配慮製品を証明できることから、各国の政府調達要件にも指定されており、取得の重要性がますます高まっている。相互認証制度の積極的な活用により、各国の環境ラベルを効率的に取得していくことが可能となるので、事業者としては相互認証制度の更なる拡大や各国環境ラベル基準の共通化に期待したい。

講演①「タイのグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

Jarinporn Tippamongkol (タイ国天然資源環境省 公害監視局 環境分析センター 企画・評価部長)

本日はどのようにタイで GPP を行っているかお話をさせていただきます。タイでは、前 Bhumibol 国王が 1970 年代以降から提唱されてきた充足経済思想に基づき、SCP の政策や計画が立案された。私たちは、30 年前に提唱されたこの充足経済思想を段階的にフォローしようとしている。現在は国全体が 2036 年までの 20 カ年国家戦略の下にある。2022 年は第 12 次国家経済開発計画の最終年であり、来年から 2037 年までの第 13 次計画において BCG(バイオ・循環型・グリーン)経済モデルに転換しようとしている。この計画の KPI の一つが、我々の CO₂ 排出量を第 12 次計画と比較して 15%削減することである。



タイの GPP 促進計画は、2008 年からバンコクの中央政府を主な対象として始まった。タイの GPP への取組は任意であり、法律も整備されていない。従って、私の所属機関では GPP を採用してグリーン製品の購入を多くの人に奨励することを目的としている。そして、今年新しい GPP 計画が承認された。この計画は、民間部門と地方自治体も対象に含めており、タイのタイプ I 環境ラベルであるグリーンラベルを GPP システムに統合したことが大きな特徴である。また、2017 年にもタイ政府の公共調達において大きな変更があり、それまでは政府機関によって調達手続きが異なっていたが、公共調達管理法が施行され、全ての中央政府と州の機関が同じ予算手続きを踏んで調達することが定められた。これはタイにおける調達の透明性を確保するものであり、この法律は公式の翻訳版がスライドに載せた URL から参照することができる。

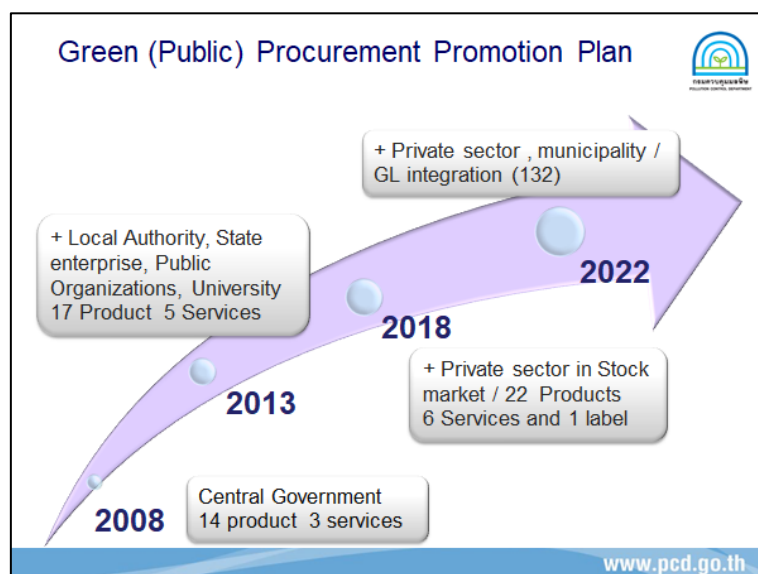


図 4-3. タイの GPP 促進計画

法律が作られても、政府機関として実行するまでには時間がかかるので、2020年に天然資源環境省の規制を作り、国が促進ないし支援する製品としてグリーン製品／サービスが初めて規定された。この省の規制では3つの製品タイプがリスト化されている。まずタイで製造された製品、次に中小企業が製造した製品もリスト化されている。これらは5～10%の価格上乗せが認められる。最後にグリーン製品について、まだ任意ベースではあるが、政府機関としてグリーン製品を購入する場合、<<http://gp.pcd.go.th/>>に掲載されている製品リストをチェックするべきと規定されている。一つの商品候補しかない場合も、そこから購入してよいこととなっている。GPPデータベースでは、タイ・グリーンラベル認証製品、ならびにグリーンラベルの基準に準ずるPCDのグリーンカートに登録された製品がリスト化されている。特定の商品分野において特定の基準が無い場合はデータベースにそのように記される。グリーンラベル製品はGPPデータベースに取り込まれ、タイの環境機関によって都度アップデートされている。認証されていない製品、または政府の規制に準じていない製品は、国家パフォーマンス基準にもとづいて評価し、それに準ずるようであればGPP基準に達するものとみなし、グリーンカートとして登録している。こちらはグリーンラベル認証に必要な手数料や2年毎の現地監査はなく、その製品が基準に達していればデータベースに反映される。ただし、後でグリーンラベル認証を取得する必要がある。

GPPデータベースは、ユーザーの機器でデータを取り込めるようにするなど、できるだけGPP促進を支援している。ウェブやデジタル化以外にパンフレットも用意してメーカー等へのGPP計画の周知に活用し、どうすればGPPデータベースのリストに載せられるかを説明している。モニタリングシステムについては任意ベースではあるが毎年、関係当局に通達を出し、調達結果の報告をお願いしている。

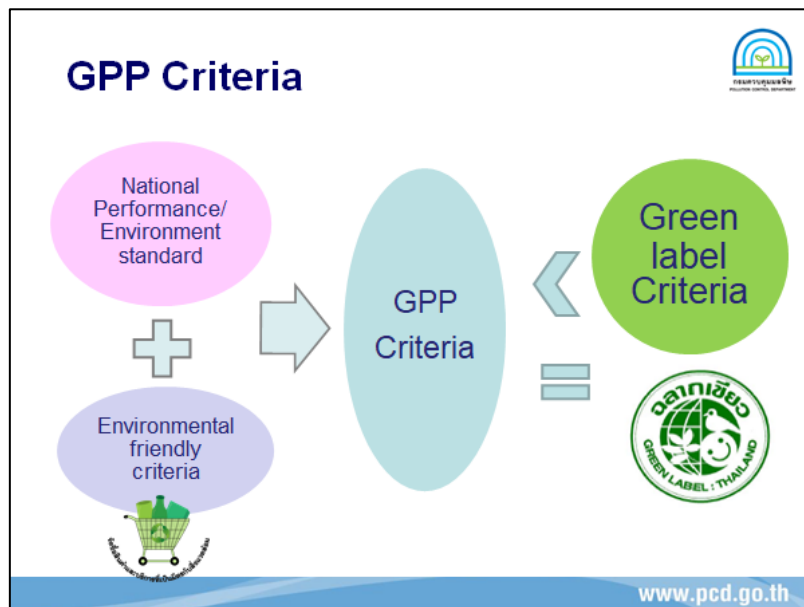


図4-4. タイ GPP 基準と環境ラベルの関係

GPP 拡大のための今後のステップとしては、財務省や関係当局に働きかけて GPP に関する法

整備を進めていきたいと考えている。法律の整備をもって GPP への取組を任意から義務に格上げするか、もしくは GPP に関する KPI の設定を要求することで、より多くの公的機関が取り組むようにしていきたい。また、中小企業に対する技術支援によって、より多くのグリーン製品を製造できる環境整備も支援していきたいと考えている。さらには、GPP の取組度合いの報告システムの整備を通じて、モニタリングと評価システムを統合して実施率を高めていくことも重要であると捉えている。

その他の課題としては、GPP データベースに掲載されている製品の多くがタイプ I 環境ラベルであるタイ・グリーンラベル認定製品に限定されているため、リスト掲載製品がいまだ少ないことに加え、民間部門での普及が十分でない点が挙げられる。そのため、より幅広い層がアクセスできるウェブサイト”THAI GREEN DIRECTORY”< <https://www.thaigreendirectory.com/> >の構築を進めている。

最後に、タイの2つの環境ラベルを紹介する。「サーキュラーマーク」は、タイの研究機関によって開発されたもので、循環型製品として認証されたものに授与される。このラベルをより多くの人々が認識できるよう普及を進めていきたい。もう一つの「eco+」はとても特別なラベルであり、当局が他機関と協力して産業を支援し、製品が認証基準に達しているかを評価するための環境ラベルとなっている。

講演②「シンガポールのグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

Walter Leong (シンガポール環境協議会 副事務局長)

シンガポール環境協議会(SEC)は独立管理された非政府組織で、シンガポールの IPC(公的機関)ステータスを保有している。シンガポールでは IPC ステータスを保有すると、税控除が受けられる。SEC は環境持続可能性に関する思想的リーダーであり、様々な包括的プログラムを通じて、人々・官・民を巻き込むことで考え方や慣行に影響を与えている。SEC が運営するプログラムは、シンガポール環境アチーブメント賞やスクールグリーン表彰、タイプ I 環境ラベルであるシンガポール・グリーンラベル(SGLS)をはじめとする様々な認証プログラムを提供している。また、SEC には研究・教育部門があり、コミュニティやビジネスセクターに対して認知度・知識・ツールを開発、発展させる機会を提供し、より持続可能な未来の環境改善に寄与している。



シンガポール・グリーンラベルは、1992年に当時のシンガポール環境省((現持続可能性及び環境省))によって開始され、1999年に SEC がその運営を引き継いだ。その後 2017年には、パルプ・紙製品のみを対象とした、より厳しいグリーン製品の指標となる SGLS+制度を立ち上げた。2017年は、インドネシアなどにおける大規模な野焼きや森林火災によって生じた煙がシンガポールなどに流れてくることで発生する煙害(ヘイズ)の状況がかなり悪化したため、この状況に対処

するため新しいカテゴリを作った経緯がある。2003年にはタイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織である「世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)」に加入し、2011年に GEN の内部監査システムである GENICES の認定、2018年には ISO17065 を取得している。81 の製品カテゴリは、世界 43 カ国の 3,800 以上の製品をカバーしている。製品カテゴリのうち 60 は有効だが、それ以外は現在無効となっている。このグリーンラベルは、シンガポールを代表する環境規格・認証マークであり、厳しい環境基準をクリアした環境配慮型製品を一般市民が特定することに役立っている。シンガポール・グリーンラベルは第三者機関によって独自に検証されたタイプ I 環境ラベルであり、ライフサイクルを考慮して製品の主要な環境影響を取り上げ、その影響を低減するために遵守すべき要求事項を定めている。シンガポール・グリーンラベルの認証を取得するためには、製品が対象カテゴリのいずれかに該当し、その製品カテゴリのすべての要求事項を満たす必要がある。製品カテゴリは建築材料、家電製品、オフィス用品および機器(新設のプロジェクトカテゴリを含む)、パーソナルケア製品、清掃製品などを含む 8 分野、合計 60 の有効な製品カテゴリがある。



図 4-5. シンガポール・グリーンラベルの製品カテゴリ

申請のプロセスはとてもシンプルである。SGLS および SGLS+の申請は、SGLS のウェブサイト(sec.org.sg)から行うことができ、SGLS ポータルからオンライン認証のための文書を提出する。申請費用は新規申請が 3,050 シンガポールドル、2年ごとの更新申請は 2,000 シンガポールドル、認証までにかかる期間は 3～4 週間となっている。

次にマーケティングプロモーション活動を紹介する。我々のプロモーション活動の多くはソーシャルメディアを通じて行っているほか、ウェビナー、シンガポール環境アチーブメント賞やスクールグリーン表彰などの大きな年次イベントなどのプロモーションを展開している。2023 年初めには環境の専門家を招待し、SGLS の展望について議論するイベントも計画している。インターネットが急速に浸透し、認知度も非常に高いソーシャルメディアによるプロモーションが最も効果的だと考えている。

続いて、シンガポール政府によるグリーン調達のイニシアチブである「GreenGov SG」について説明する。GreenGov SG は、シンガポール政府が 2030 年までに国を挙げて取り組むべき環境政策の包括的プランとして 2021 年に発表した「シンガポール・グリーンプラン 2030」の主要な構成要素であり、持続可能性環境省によって 2021 年 7 月 12 日に立ち上げられた公共部門の新しいサステナビリティ・ムーブメントである。シンガポール・グリーンプラン 2030 の目的は、国を挙げて CO₂ 排出量削減に取り組み、国連の目標である 2050 年よりも前倒しでネットゼロにしようという野心的な計画となっている。このイニシアチブの下、公共部門は CO₂ 削減と資源効率における野心的な持続可能性目標の達成に努め、グリーンな取組にプラスの影響を与え、実現することとしている。

計画は EXCEL(卓越する)、ENABLE(できるようにする)、EXCITE(わくわくさせる)という 3 本の柱で成り立っている。EXCEL については、この計画で達成したいことは CO₂ 排出量のピークを 2025 年前後とすることであり、そのためにエネルギー・水使用量を 2018~2020 年水準比で 10%削減し、また 2030 年までに 2022 年水準比で廃棄物量を 30%削減する計画になっている。また建築、IT 分野、輸送、そして太陽光発電についても野心的な目標を設定している。また、GreenGov SG の対象分野も拡大し、公共輸送や医療施設などの公共部門のインフラ(オペレーションを含む)も対象とする計画である。ENABLE については、コアビジネスに持続可能性を内包することで、持続可能な経済とグリーンな社会を可能にすることとしている。GPP についても触れられており、効率性の高いサステナビリティ基準を満たす製品を購入することを要求し、様々な製品が GPP の対象に含まれている。例えば家電製品や水道の金具、インテリア用建築資材、電気自動車対象となる。また、政府が入札を評価する際に、事業者のサステナビリティ関連の方針や慣行を考慮することも要求している。例えば、イベント関連の入札では、イベント会場や宿泊施設だけでなく、廃棄物回収契約等も政府機関が調達の判断基準とする。また公共スペースでは、市民のサステナビリティに関する意識向上に関する取組を実施することを求めている。例を挙げると、学校や地域のコミュニティプログラムを通じて、市民のサステナビリティに関する意識を高める働きかけをするということである。最後の柱である EXCITE については、シンガポールでは定期的に一般市民との接点を創出する機会(フォーラムの開催など)を設けることで、サステナビリティに関するアイデアの共有や意見交換、最新の技術を用いた課題解決についての議論を行うこととしている。また、認知度向上を図るとともに、持続可能なライフスタイルへの転換を誘導するためのキャンペーンも実施している。

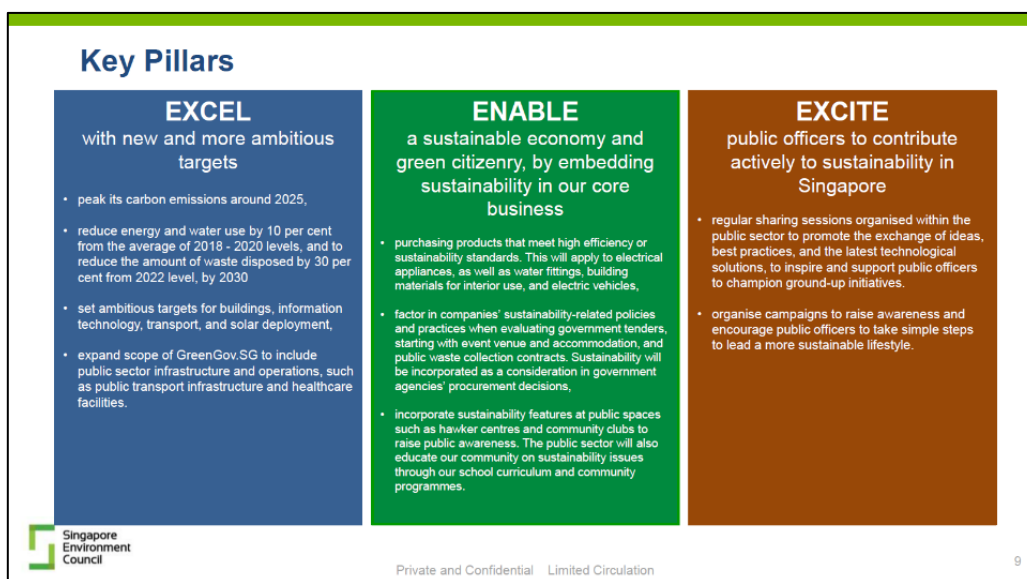


図 4 - 6 . GreenGov.sg の 3 本の柱

次は、GPP の調達要件についてお話したい。すべての公的機関は、エアコン、冷蔵庫、テレビ、ランプ、水栓金具・機器、建築製品、印刷用紙、ICT 機器、自動車(2023 年以降)の 9 製品を対象に、環境要件を含んだ調達要件を適用することが要求される。このうち建築製品については、内装用の建築製品(壁や天井の仕上げ材など)は SEC のシンガポール・グリーンラベル、またはシンガポール・グリーンビルディング協議会によるシンガポール・グリーンビルディング認証制度の認定を受けた製品を調達することになっている。また印刷用紙についても、シンガポール・グリーンラベルの認定を受けた製品を調達することが要件となっている。

環境配慮やサステナビリティの考慮が国家的な課題となっている中、今後も GPP の取組は拡大していくと予想される。シンガポールの炭素法では、25,000 トンを超える CO₂ を排出する企業は炭素税を支払う必要があり、現在は 25 シンガポールドルであるものの、数年後には 80 シンガポールドルに増税される見込みであるため、事業者にとっても製品や取組をグリーンに転換することがビジネス的にも非常に有利となる。また今年から、一定以上の売上規模を有する包装・包装容器の製造・輸入者や使用者に対して、プラスチック製容器包装の 3R 活動に関する情報の報告が義務づけられた。政府の計画では、2025 年に包装廃棄物の EPR(拡大生産者責任)が施行される予定である。EPR によって、より多くのプラスチック容器包装がリサイクルのために回収されることになる。このことが、リサイクル材の使用を要求事項としているシンガポール・グリーンラベルの認証を取得する動きを加速するものになるだろう。

3) 海外専門家との意見交換会(質疑応答) ※敬称略

(質問 1) シンガポールに質問する。環境ラベルに関するアジア各国との相互認証等の連携の可能

性について教えてほしい。

(回答1 : Walter Leong) 手短にお答えするとイエスだ。多くの国と相互認証協定の可能性を模索したいと考えている。日本とも最近、プロジェクターの相互認証に向けての議論が重ねられている。そういった取組に向けて、様々な国の基準を見て相互認証の可能性を探っていきたいと考えている。

(質問2) シンガポールにおける環境ラベルの普及度・効果など、消費者や企業側の反応の情報があれば教えてほしい。

(回答2 : Walter Leong) 認知度を高めるためにマーケティング努力が必要だと思っている。特にエネルギースタープログラムに代表されるようエアコンやテレビなどのエネルギー消費における環境ラベルの認知度や活用について民間部門での普及を進めていきたいと考えている。

(質問3) タイでは、CO₂排出量に関連する環境ラベルは GPP の対象となっているのか。

(回答3 : Jarinporn Tippamongkol) CO₂ 排出量等に関する環境ラベルは、GPP の対象となっていない。タイ温室効果ガス管理機構(TGO)が運営しているカーボンフットプリントやカーボンリダクションラベルというものがあるが、これは GPP 基準が設定されていない品目で考慮されることが望ましいとなっており、GPP の対象環境ラベルのリストには入っていない。CO₂ 排出という単一の問題だけでなく、複数の問題に対応する基準を満たす環境ラベルが GPP の対象となる。

(質問4) シンガポール、タイ両国の環境に関する取組状況、環境配慮型商品の受容性について情報があれば教えてほしい。

(回答4 : Walter Leong) シンガポールの状況としては、政府がかなりアグレッシブな環境目標を設定しており、例えば電気自動車や、水・エネルギー消費量の要件が整備されている。そして、多くのメディアやテレビを通じて、多くの情報が一般市民にも発信されている。元来、環境に対する国民の意識は高かったが、こうした状況下で、環境問題と環境配慮型商品を選択するということの認知度がどんどん向上されている。

(回答4 : Jarinporn Tippamongkol) タイも国民の環境問題の認識自体はシンガポールにかなり近い状況で、どんどん高くなっている。一方で、消費者の環境配慮型商品を選択する意識は、環境問題への意識と比べるとまだまだ低い。また、環境配慮型商品と謳っていても、製品ライフサイクル全体で環境影響を考慮した際、実は環境に悪影響があるという、グリーンウォッシュの商品も多い。それが今、タイでは課題になっているため、私が所属する PCD としては、より正しい環境配慮型商品の知識・理解を国民に伝えるように取り組んでいる。

(質問5) シンガポール、タイ両国では、事業者等の自主基準の環境ラベルは GPP で受け入れられるのか。

(回答5 : Walter Leong) シンガポールの GPP においては、残念ながら現時点では自主基準(自己宣言)の環境ラベルは受け入れられない。シンガポールでは、グリーンラベルの第三者認証が必須となっている。

(回答5 : Jarinporn Tippamongkol) タイもシンガポールと同様に、GPP データベースに自主基準(自己宣言)の環境ラベルは受け入れられない。GPP データベースに掲載する基準を満たしていないと受け入れられない。

(質問6) 今回のセミナーは ASEAN に着目されているが、その前提として日米欧中などとの比較も教えてほしい。

(回答6 : 司会者) 只今のご質問には運営側からお答えする。日本では環境省がグリーン購入法を制定し、285 品目の判断の基準に基づき GPP を推進している。そのなかでタイプ I 環境ラベルであるエコマーク等が参照されている。EU の GPP は、公共調達指令に基づき EU 加盟国が国内法に反映して実施している。欧州委員会(EC)が 14 分野の GPP 基準を作っているが、これを活用するかも各国の判断に委ねられる。環境ラベルの活用は推奨であるが、推奨する環境ラベルの要件が定められており、その要件を満たすのはタイプ I 環境ラベルとされている。アメリカは大統領令と、大統領令をもとに作られている連邦調達規則(FAR)によって GPP が進められている。GPP の対象は連邦政府機関であり、GPP 基準はないが、製品 26 分野 423 品目・サービス 9 分野を指定して調達が進められている。環境ラベルの活用は推奨レベルであるが、連邦調達規則において調達契約の 95%以上を持続可能なものにすることが定められているほか、エネルギースターや BIO PREFERRED、EPEAT などの認定製品を持続可能な製品と定義していることから、実質的に一部の環境ラベルの活用が義務となっているともいえる。中国は「環境表示製品の政府調達品目リストの発行に関するお知らせ」によって、GPP の対象となる 50 分野・91 品目がリスト化されているが、GPP 基準はない。このリストに掲載されている品目は、中国のタイプ I 環境ラベルである中国環境ラベルまたは節能マーク(省エネルギーマーク)の認証を受けた製品を調達することが実質的に義務となっている。






欧米中、グリーン公共調達 (GPP) と環境ラベル			
	EU	アメリカ	中国
法的枠組み	・ 公共調達指令 (DIRECTIVE 2014/24/EU)	・ 大統領令 14057号 (2021年) 及び関連連邦法 ・ 連邦調達規則 (FAR)	・ 環境表示製品の政府調達品目リストの発行に関するお知らせ
GPP基準	○ (14分野)	× 製品26分野423品目、サービス9分野	× 50分野 91品目
環境ラベル活用義務/推奨	推奨 (実質、タイプI環境ラベル)	推奨 (一部、実質義務)	義務
環境ラベル	  	  	

図4-7. 欧米中のグリーン公共調達(GPP)と環境ラベルの関係

(質問7) 中国のグリーン設計認定と中国環境ラベルの違いは何か。認定期間やラベルの有無、政府調達要件での取り扱いを教えてください。また、グリーン設計認定を取得することで販売が有利になることはあるか。

(回答7: 重水 秀樹) 中国のグリーン設計認定は、中国政府の工業情報化部が実施する国家認証であるのに対し、中国環境ラベルの認証機関は民間の中環連合(北京)環境認証センター有限公司(CEC)が実施する制度であり、運営母体が異なる。グリーン設計認定は、グリーン製造という政策のなかに4つのカテゴリがあり、製品のほかに工場の認定制度がある。当社の深圳工場がこの認定を取っているため、それを前提として製品でも複合機・プリンタの2機種で認定を取得することとなった。この制度はまだ運用が始まったばかりで、政府調達の対象となっていない。効果や狙いとしては、販売側(現地法人)から聞いた事例では、国家が認めた製品という訴求による効果はあるようだ。現地法人の経営層の考え方としては、製品よりも企業価値の訴求、政府当局との関係強化という側面もあるかもしれない。

質問8) 欧州・アメリカの民間大手企業の環境対応への関心、また現地で対応が必要な環境ラベルや要求事項を教えてください。

(回答8: 重水 秀樹) 元々、旧富士ゼロックスではテリトリー制を敷いていたこともあり、欧米はこれから積極的に出ていこうとしている地域であるため、実態が十分には把握できていない。ただし、米国では EPEAT が政府調達要件になっていることから重要な環境ラベルと位置づけており、製品設計の段階から EPEAT を意識したもののづくりを行っている。

(質問9) 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社は、相互認証の活用率が 100%近いとの

説明であったが、取得した機種数も増加傾向であるのか。

(回答 9 : 重水 秀樹) 相互認証を使用した機種数は、昨年度は ASEAN で約 50 件程度であった。商品の市場投入数が年度によって増減するため一概には言えないが、相互認証制度の運用が拡大すれば、相互認証の使用数も増えていくと考えている。

(質問 10) タイでは GPP を法律化して義務としたいと考えているということだが、実施時期の目途はあるか。

(回答 10 : Jarinporn Tippamongkol) タイにおける GPP の義務化については、私どもの事務局で委員会を設置し、GPP に関する法律の草案を作っている最中である。それが策定され次第、義務化に向けて動きたいと考えており、2年以内の 2024 年を目指している。

(質問 11) タイの GPP リストに載っているグリーン製品について、一般市場での競争力はどのような状況か。消費者によるグリーン製品の選択を増やすための施策について教えてほしい。

(回答 11 : Jarinporn Tippamongkol) データベースに載っている商品の一般市場における競争力は、モノによって高低はあるが、いくつかの製品は競争力があると言える。競争力が高いものの事例としては、オフィスで使う印刷用紙などはグリーンでない製品とグリーン製品で価格も同等であり、リストに載っている 42 品目のうち、グリーンな印刷用紙のほうが安いこともある。建築用塗料も同様に競争力が非常に高い。競争力が低い製品ももちろんあり、LED は認証数、リストの登録数ともに少ない。登録数が少ないと買う側も困るので、登録数を増やすことが重要と考えている。

(質問 12) SGLS+の具体的な対象品目を教えてほしい。

(回答 12 : Walter Leong) 私どものウェブサイトには全製品のリストが載っているので、ぜひご覧いただきたい。一例を申し上げますと建築資材ではセメント、塗装、ボード、陶磁器、表面コーティング剤などがある。清掃用品では洗剤、床クリーナー、手指消毒液、手洗い石鹸などがある。OA 用品ではコピー機、プリンタ、コンピュータ、印刷用紙、トナー/インクカートリッジも含まれる。家電では食洗器、オーブンなども含まれている。

(質問 13) シンガポールでは、複写機やプリンタが GPP の対象品目になる予定はあるか。

(回答 13 : Walter Leong) 現時点で予定は把握できていない。持続可能性環境省がタイミングをコントロールしている。

(質問 14) 両国の世代別の環境への意識が知りたい。特に子どもたちの環境への意識や教育現場での取組について教えてほしい。

(回答 14 : Jarinporn Tippamongkol) タイでは、子どもたちに対する教育のプロジェクトを立ち上げている。私が所属する公害監視局の隣にある環境品質促進部ではまさに今、環境問題とその解決方法、グリーン製品の選択について子どもに楽しみながら学んでもらうグリーンスクールプロジェクトを展開している。

(回答 14 : Walter Leong) シンガポールでは、教育と学校側が環境問題、グリーン商品に対して意識が高い状況にある。SEC でも、年間プログラムとしてスクールグリーン表彰をプログラムとして運営しており、すでにシンガポールにある 400~500 校と協業している。各校と 1 年間プロジェクトを行い、1 年の最後に優れたプロジェクトを表彰している。また、シンガポール・グリーンプラン 2030 のキーパートナーでもあるシンガポール教育省は、数年後に全ての学校をグリーン化することにコミットしている。教育省は学校にソーラーパネルを設置するなど様々な環境にやさしい施設づくりに努めている。総じてグリーン商品に対する認知度もとても高いといえる。

(質問 15) 両国のプラスチックの法規制について教えてほしい。リサイクル可能な素材やリサイクル率の目標設定や、課税などは検討されているか。

(回答 15 : Jarinporn Tippamongkol) タイでは、およそ 3 年前に第一次プラスチックロードマップが発表された。その中では使い捨てプラスチックは原則として禁止となっており、例えば使い捨てのプラスチック製品として PET ボトルのキャップ、化粧品の容器などが禁止されている。数年後には使い捨ての袋やプラスチック製のストローも禁止される予定であったが、コロナの影響で計画を修正する必要が出てきた。例えば食料品の宅食におけるカトラリーも今すぐ禁止できる状況でなくなってしまったので中断されている。現在、PCD ではタイにおけるプラスチックのリサイクル率を向上させることを目的とした、第二次ロードマップを策定中である。GPP 基準という観点では、すでに包材が含まれている。なるべく包材を減らすことに加え、どうしてもプラスチック包装材を使う場合はリサイクル材を使うことが基準となっており、プラスチックの種類に応じて細かくリサイクル率が規定されている。

(回答 15 : Walter Leong) 残念ながら、シンガポールにおけるプラスチックのリサイクル率は、紙や金属など他素材のリサイクル率と比べかなり低いため課題となっている。消費者は、様々な種類のプラスチックのうちどれがリサイクルできるのかを教育されておらず、意識できていない。回収されたプラスチックの異物混入も課題である。我々はこの問題に対して教育の向上を計画しており、それによってプラスチックのリサイクル率を現在の 10% から、次の 5 年間で 30%、その次の 10 年で 70% に引き上げたいと考えている。教育と併せて、各家庭にプラスチックの種類毎に分別するための青い瓶を配布する計画もある。

(質問 16) 家電製品の販売をアジアで促進していくためには、GPP 政策のフォローや GPP 基準となる環境ラベルの認証を取得しておくほうがよいか。

(回答 16 : Jarinporn Tippamongkol) タイでは、一般の方にはエネルギーNo. 5 という省エネラベルが最も認知されている。エネルギーNo. 5 の付いた製品を購入することで、環境にやさしいだけでなく生活水準がアップグレードされるという意識が広がっていると思う。エネルギーNo. 5 の中でも星によってグレードが分かれており、星が多いほどエネルギー効率が良い。PCD では、エネルギーNo. 5 のような一般の方にも知られている環境ラベルの認知度を上げていきたいと考えている。

(回答 16 : Walter Leong) シンガポールでは、家電製品は 5 段階のチェックマークが表示されている。チェックマークが多いほど、エネルギー消費効率が高い。GPP では、エアコンは 5 チェック、冷蔵庫は 3 チェック、テレビは 4 チェック以上が義務付けられている。シンガポールでは電気代が高くなっているため、一般の消費者は家電製品を選ぶ際、チェックマークが多いほど良いという意識がある。

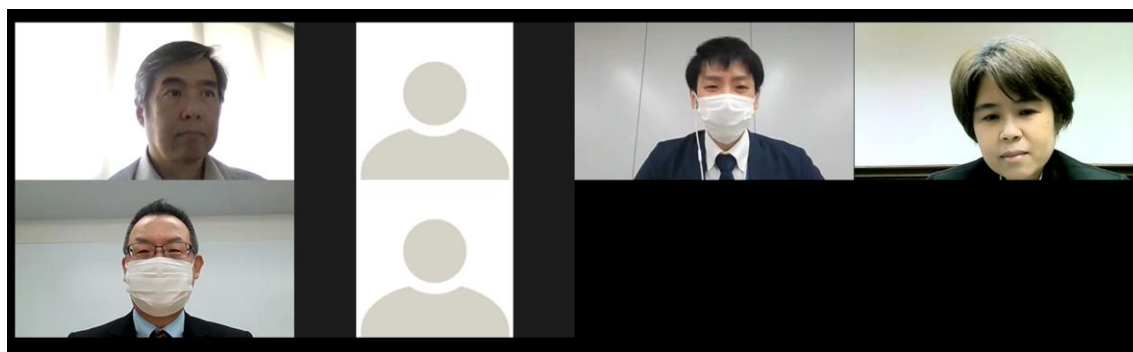
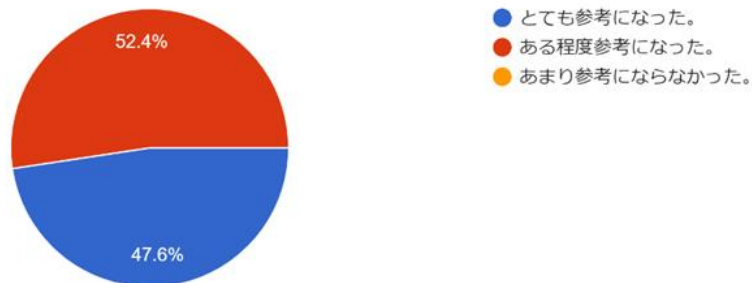


図 4-8. 海外専門家との意見交換会(質疑応答)の様子

<参考> 国際セミナーの参加者に対するアンケート結果について(回答数：43)

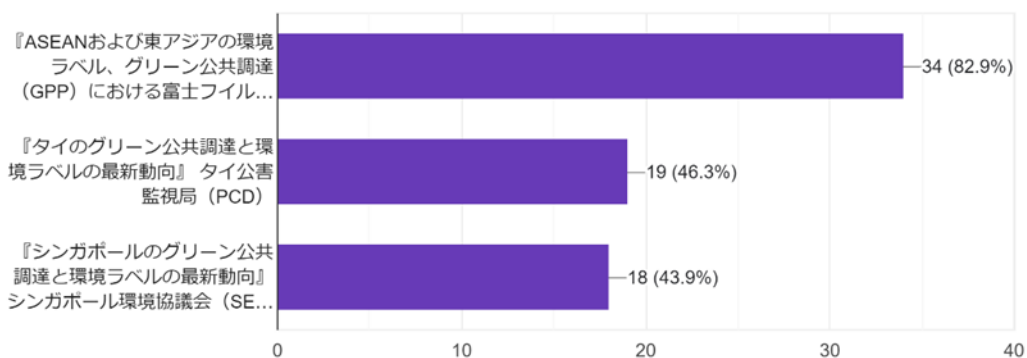
1. セミナーをお聞きになった感想を教えてください。(1つ選択)

42件の回答



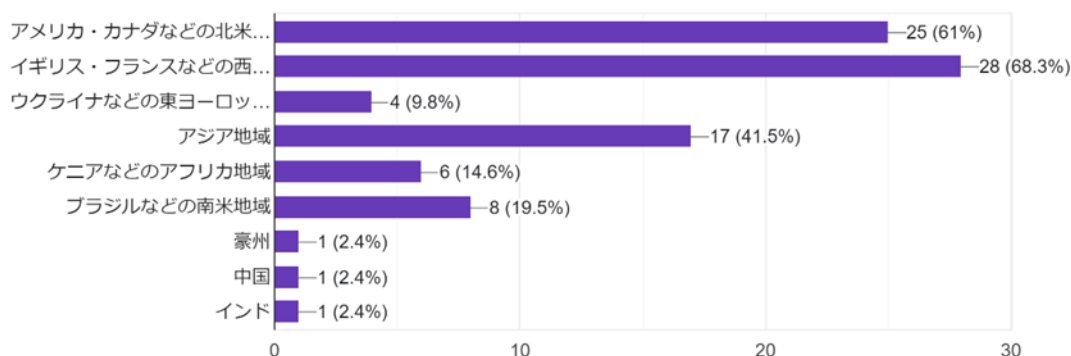
2. 最も関心をもったテーマはどれでしたか？(複数回答可)

41件の回答



3. 今後開催する国際セミナーで聞いてみたい国や地域はありますか？(複数回答可)

41件の回答



4. 今後開催する国際セミナーで聞いてみたいテーマがありましたら、教えてください。(任意回答)

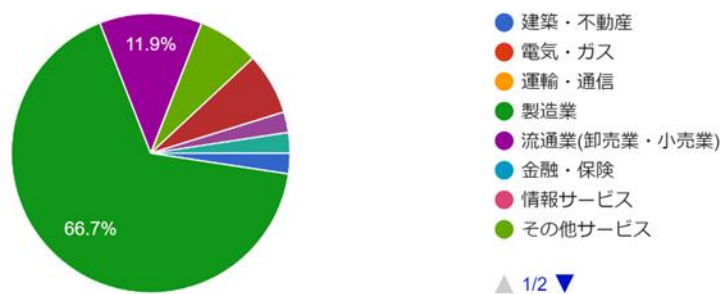
- ・ CFP の国際的な第三者認証セミナー
- ・ 企業独自のエコマークについて
- ・ 製品環境フットプリント
- ・ EPEAT
- ・ カーボンニュートラル、カーボンフットプリント
- ・ 特に EU 圏のタクソノミーや自動車蓄電池の規制などの最新動向など
- ・ 同様な形で各国の環境ラベルの認証
- ・ グローバルサプライチェーンに於ける CFP の算定データベースについて
- ・ バージン材とリサイクル材の品質管理と用途展開
- ・ 中国の環境関連標準(団体・業界標準含む)の実際の運用状況と影響力について
- ・ 地球温暖化対策として、国として取り組んでいる政策について(特に欧米諸国)
- ・ 世界での二国間相互認証の取組状況

5. 国際展開を進めるうえで、環境規制(環境ラベルや公共調達も含む)等で課題に感じている事項や政府や環境ラベル機関に対する要望・意見がありましたらご記入ください。(任意回答)

- ・ 具体的な申請手続きの方法
- ・ 相互認証
- ・ 世界共通ルールを作成して欲しい。
- ・ 各国との相互認証制度をより拡大し早く進め、日本企業の進出をサポートしていただきたい。
- ・ 水の浄化施設等についても政府調達が活発化されると良い
- ・ 日本のプラ新法における認定材の動向と輸入品との関連
- ・ 米国では連邦法規制だけでなく州法規制が個別に制定されるため、情報収集が困難だと感じています。
- ・ 各国への輸出に関する規制がバラバラで梱包材や使用化学物質の規制を調べる必要がある事
- ・ ラベルの認知度を上げる政策が、不足しているのでは？もっと、IT を活用し、国民に知らせる手段を模索すべきでは？井の中の蛙状態にあると思います。
- ・ 環境規制がどんどん変化(進化)していると思いますので、引き続き世界の情報発信をお願いしたい。
- ・ 勉強中
- ・ 限られた工数の中で、多くの種類があるので、相互認証は良い取組み

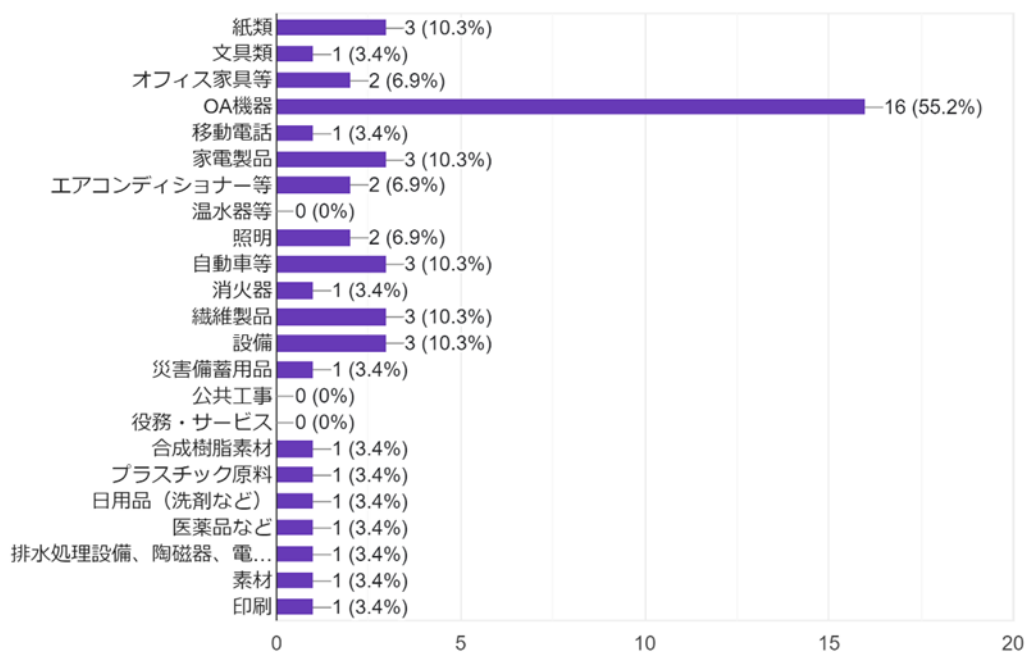
6. 業種（1つ選択）

42件の回答



7. 取扱分野（Q6. 業種で「製造業・流通業」を選択された方のみ）（複数回答可）

29件の回答



8.

相互認証が締結されれば取得を検討したいと思う...ルがありましたら教えてください（複数回答可）

27件の回答

